

「証券外務員等資格試験規則」の一部改正について

平成 16 年 3 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

1．改正の趣旨

協会員の人材確保の円滑化を図るとともに、外務員資格に対する一般の関心を高めることを目的として、証券外務員資格試験のうち二種外務員資格試験を一般に開放することとする。

2．改正の骨子

- (1) 証券外務員等資格試験委員会（以下「委員会」という。）は、二種外務員資格試験について、証券外務員等資格試験規則第 13 条第 1 項第 3 号イからトに掲げる者以外の者に試験を受けさせることができる。
- (2) 上記(1)の試験の執行に関し必要な事項は、委員会が定めるものとする。

3．施行の時期

委員会が定める日から施行する。

以 上

「証券外務員等資格試験規則」の一部改正について

平成 1 6 年 3 月 1 7 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<u>第 4 章 その他</u> <u>第 23 条 委員会は、第 12 条第 3 号に規定する</u> <u>二種外務員資格試験については、第 13 条第 1</u> <u>項第 3 号イからトに掲げる者以外の者に試験</u> <u>を受けさせることができる。</u> <u>2 前項の規定に基づき試験を受けさせる場合</u> <u>に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。</u> 付 則 この改正は、平成 年 月 日(委員会が定め る日)から施行する。	(新設)